



窓口対応で焦ってはいけない

実際、柳田さんの母の認知症は軽度で、介護も受けていない。後見人をつけなければいけないような状態でもなかった。家族が伝えるか、本人が窓口に行くことがなければ、銀行には認知症だとバレない。それならば、口座が凍結されるということもない。実際、親のキャッシュカードと暗証番号を使って、ATMでおカネを下ろしている人も多い。ただ、窓口に行かなくても銀行が凍結に動くケースもある。家族

信託コーディネーターの横手彰太氏が解説する。「合意が前提とはいえ、親の口座から勝手に下ろすことは法的にはグレーで、横領の疑いをかけられる可能性もあります。さらに、不審なおカネの動きを銀行はチェックしています。例えば限度額に近い金額を2日連続で下ろして、ロックされたケースがあります」

「では、認知症と似たケースで、寝たきりになったしまった場合はどうか。寝たきりの場合、本人が窓口に行き、取引をすることはできない。だが、実は意外にも、寝たきりの場合は認知症ほど心配はいらない。不動産の売買や定期預金の解約など、必要な場合には、行員が自宅や入院先に直接来てくれる。問題なのは、意思能力があるかどうかなのだ。」

万能ではない後見人制度

任意後見も、結局は個人の財産を守ることに重点を置く後見人制度の趣旨に従っている。

一方、家族にとっておカネが使いやすくなる方法もある。それが「家族信託」だ。前出の横手氏が語る。

「家族信託は、認知症になった場合、親族などに、介護費用などに使えるおカネの管理を任せることができる制度です。現金や実家の権利を家族に預けることで、親が認知症になった後でも、財産を自由に動かせます」

家族信託を始めるに

は、まず家族会議を開く必要がある。何を、どれくらい信託するかを決め、公証役場で契約を結べば契約が成立する。親が元気なうちに、家族で財産をどうするか話し合う機会ができるという点は大きなメリットだ。

一方、家族信託のデメリットは初期費用の高さだ。家族信託を始めるには専門家のコンサルティング料など、70万から100万円程度の費用がか

定期預金はすぐ解約を

かる。ただ、後見人を付けた場合は継続的に報酬を支払うことになるため、親が長生きしたとすれば、家族信託のほうが得になる。

ATMも番号を間違えたら無闇に入力を繰り返さないこと

